

# 「とよなか音楽月間」PR プロモーション業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

「音楽あふれるまち・豊中」PR プロモーション業務

## 2. 業務の目的

この事業は、豊中市内及び市外に居住する人を対象に、本市の魅力のひとつである「とよなか音楽月間」を広くPRすることで、「音楽あふれるまち・豊中」という都市イメージを定着させることをめざします。

## 3. 業務委託期間

契約締結日から平成 29 年 12 月 28 日まで

## 4. 業務委託内容

### (1)「とよなか音楽月間」パンフレット・ポスターの制作

#### ①パンフレット（制作部数 20,000 部）

- ・デザイン、編集、レイアウトから印刷納品まで一括して行うこと。
- ・校正については、文字校正 4 回程度、色校正 2 回程度を想定。

#### ②ポスター（制作部数 200 枚）

- ・校正については、文字校正 2 回程度、色校正 2 回程度を想定。

※①、②とも、

- ・納品は、平成 29 年 9 月 8 日 午後 5 時 15 分までに市役所第一庁舎 5 階魅力創造課。

### (2)「とよなか音楽月間」の PR プロモーションの企画立案及び実施

企画提案事項 2（2）に基づく企画提案内容の実施。

- ・実施時期：平成 29 年 10 月中旬までに実施

## 5. 成果物

- (1) 上記 4 の内容物一式
- (2) 上記 4（1）のパンフレット・ポスター及びそれらの PDF データ並びに ai データ
- (3) 上記 4（2）の PR プロモーションのために制作したデザインの ai データー一式

## 6. その他

- (1) 上記 4 で制作したデザイン等について、今後は市が有する様々な別の媒体等でも使用することを想定しています。当該デザイン等の著作権等が提案事業者が発生する場合には、デザイン等の一部を改変して使用したり、著作権者等への了解なしに使用したりすることなど、著作権法第 27 条及び 28 条の権利並びに著作者人格権の不行使を含め、提案事業者はこれを了解してください。
- (2) また、上記 4 で制作したデザイン等の著作権等が第三者に発生する場合については、上記（1）の内容を提案事業者は市に保証してください。
- (3) この仕様書の業務委託内容の詳細については、提案事業者からの企画提案内容を踏まえ、改めて優先交渉権者決定後、市と協議し、作成するものとします。